

第1審判決文 (R5・11月17日)

(はやきた子ども園の「床の修理代金の町費負担」は、協定書違反だ、と訴えに対す『判決』)

「本件協議書(協定書)は、法規ではなく一種の契約であるから、原告(吉岡)の摘示する事情をもって、本件契約の締結やその履行行為である本件支出が財務会計行為として違法となるとは言えない。」(地裁1審判決文)

(意味)

原告(吉岡)が協定書違反の事実をあれこれ指摘するが、本件支出(床の修理代金支出)が、『財務会計行為』として違法と言えない。なぜなら、『協定書』は、法規でなく一種の契約であるからそれを根拠にすることはできないからだ。

1審判決文を読んで、『判決は間違いだ』と判断し、高等裁判所に控訴手続きをとる。

令和5年11月17日(金)
令和5年11月20日(月)
令和6年1月4日(木)
令和6年1月11日(木)

判決
控訴の手続きを取る。
[控訴理由書] No.1を送る。
町長の弁護士より『控訴理由書』に対し『答弁書』が届く。
町長顧問弁護士の『答弁書』に対する反論文(「控訴理由書」No.2)を送る。

(別・視点)

契約は守るべきという常識的な原則です。このことを前提として、契約の遵守(履行)を実現するためのルールとして民法には債権や債務の扱いが細かく規定されているのです。

契約とは、簡単に言うと、「法的な効果が生じる約束」です。契約は、「当事者同士の意思表示が合致することで成立」します(民法522条1項)。

第2審判決 (R6・5月21日)。

『なぜ、消した?』協定書は法規でないとの主張
『なぜ、現れた?』建設基準法の大規模の解釈

2審判決は、「原判決5頁22行目冒頭から6頁2行目末尾までを、「次の通り改める」として、大事ないくつか、「消され」、また定義が新たに「追加」されました。しかし、理由の説明がない。

改められた1

1審判決文にあった「協定書は法規ではなく一種の契約である」を『抹消』した。

改められた2

原告(吉岡)の摘示する事情をもって、本件契約の締結やその履行行為である本件支出が財務会計行為として違法となるとは言えない』を『抹消』した。

改められた3

次の最高裁判決の判例に触れずに、『抹消』した。すなわち「財務会計行為の違法性は、・・・当該行為に先行する行為の違法性が当然継承されるものではない。』を取りあげなかった。

改められた4

「大規模の定義」を、2審判決では、「建設基準法」を根拠に示し正式に行った。しかし、判決文では「建設基準法の諸規定をそのまま適用させることは難しい。」と述べ「大規模な改築や改修等」に該当すると結論づけた。つまり、協議の対象にした。

改められた5

協議の実態を明らかにするため、裁判官に対して「協議を行った日時・協議内容と資料・協議を行った担当者氏名と役職」等を「求釈明」を求めたが、裁判所に無視された。

改められた6

「当初予算の2分の1以下の落札金額は、明らかに設計変更によるもので議会議決を経ていない。財務会計法規上の違反が疑われるが、違法であるとの的確な主張と証拠がないとされた。

頭の良いエリートたちの混乱(?)

1審判決(裁判官3人)、2審判決(裁判官3人)と顧問弁護士のそれぞれの食い違い。
「どっちが正しいのか?」 困惑するばかり1

私が「奇異?」に思ったのは、上級審が下級審の判決内容を批判したり、否定することは、時々あるのですが、今回の件で「強い違和感」を覚えたのは、上級審側が下級審の判断の具体的骨格の1つである「協定書」の位置づけを含め、具体的にコメントを全くせず、判決文から「抹消」してしまったことです。

どっちが正しいのか?

1点目。「協定書を法規ではなく一種の契約」であるとした1審判決が、2審判決では「消えた」。「1審判決」が間違っていたからなのか。説明がない。

『町とリズム学園の協定書は、国の法律「認定子ども園法」によって締結が義務づけられ法令によって内容が示されたものであるから「法規」である』との当方の主張があった。これにより、2審判決では「消された」との受け止めも可能であるが、説明そのものものなのか?。

「削除」された理由・説明がない。そもそも、『協定書』は、法規でないのか、あるのか。どっちが正しいのだ?

2点目。「財務会計行為の違法性は、・・・当該行為に先行する行為の違法性が当然継承されるものではない。』

これは、法曹界における『マネーロンダリング』、すなわち、『ローロンダリング』(法律洗浄)ではないのか。これに対する『反論』は、必要ではないか。裁判所で反論・コメントしないのは、不可解。

3点目。原告(吉岡)の摘示する事情をもって、本件契約の締結やその履行行為である本件支出が財務会計行為として違法となるとは言えない。協議の実態を示す根拠もなく、原告が求めた「求釈明」も行われず、極めて安易に後付けの判断だと言えよう。

4点目。当初予算と入札金額の差額の大きさは、事前の見積価格の調査からも、議会に報告が行われるべき事情があったことを認識するべきだった。

直接、自分の財布（サイフ）から出すお金でないから、安易（あんい）に、税金を使っているんじゃないですか？

（今年の3月議会で）
議場の椅子39脚、全て新品と交換の議決。
費用は、トータルで291万円。

『交換理由』
理事者側の椅子がかなり古く、限界が来ているとのこと。
「理事者側の椅子だけを交換し議員席の椅子だけ古いままというの、どうか。これを機会に議場すべての椅子を交換したい」ということになった。また、一部議員から「椅子の沈み込みが激しい」との意見もあって、話が具体化したとのこと。

「私の疑問」
私の知っている限りでは、そうした意見は、初耳です。しかし、問題に思うのは、①椅子の皮の破れは何脚か。②高さ調整機能が不全なのは何脚か。③修繕不能なものは何脚か。等々が具体的に明らかになっていないことです。290万円を出して『全て交換』などの発想に違和感を覚えます。

お金を「自分のサイフ」から出すということになれば、『新たな購入』にもっと慎重になるはずですが、直してでも使おうとするはずですが、税金から出させる、と思うから安易なのではないですか？
因みに、議長の椅子は、1脚、160,550円。
瀧町政時代、役場のパソコンを全て入れ替えて、古いパソコンは、教員と消防署の職員に使わせるとの計画がありました。

私は、その後、「情報公開の追加請求」をしました。その内容が下記です。

(1) 議場内の「交換が必要と判断した椅子の形状」を示す写真の提示とその該当椅子の脚数。

①椅子の皮の破れ ②高さ調整機能の不全
③その他 ④問題がないもの)を分類しての資料

(2) 議長の椅子は、どこが破れ、どこが機能不全状態なのですか？ 写真提示をお願いします。
議長自身からの「入れ替え要求」があるのですか？

(3) また、決算予算審査会の議事録を確認しましたら、「議場用関連備品として、議場椅子の更新費用を計上しています」とあるだけで、『そもそも、実際に交換を必要とする議場の椅子の数』が、わかりませんでした。

（去年の12月議会で）
早来学園の「床の結露の修繕費」
全額を町費負担となる！ 業者負担せず。

早来学園における結露修繕の場所は、
1つ目「7年生の教室の床下部分と理数教室の床下断熱部分の修繕工事。」修繕費は、93万7200円。
2つ目『理科準備室から理科実験室の床下部分の梁（はり）修繕費は98万1200円。

問題点1。2つの修繕月日は、10日～21日の間の修理です。本来なら、一括して入札にかける工事。しかし、敢えて分割して、2つとも、100万円以下とし、あえて、随意契約にしたと推測される。(?)

問題点2。床下部分に当初より50mmの断熱材を貼り付けたところでは、結露は起こっていない。寒冷地における断熱効果対策について、検討が十分であったか？

最終学歴は？
H高校ですか？『東京外語専門学校』ですか？

まず、最初にお断りしておきます。
公人である議員には、個人情報理由に、学歴を秘密にしなければならぬ理由が存在しません。私がこの問題を公に取り上げるのは、日頃の議員の不遜な態度をふまえ、公人として虚偽を働いてはならないという認識に基づくものです。今、小池都知事の『学歴詐称問題』が、世情を賑わしておりますが、それと同じ理由によるものです。私は今年4月21日にこの議員に対して最終学歴に関して、封書にて質問をしましたが、回答はありませんでした。配達証明付きの通知にも応じず郵便も受け取らず、郵便局から返却を受けました。それで、返却後、改めて手紙をこの議員の自宅まで直接届けましたが、本人からは、回答するかどうか、(しない理由についても)わからないとのことでした。それから一切、回答はありません。因みに、この議員は旧追分町での平成16年の町議選（落選）の時、道新では「最終学歴はH高校」となっていました。しかし、その後の選挙での、平成26年も平成30年の当選者の経歴には、東京外語専門学校となっていました。この議員は、追分町議選のあと42歳を過ぎてから、東京外語専門学校に通学し卒業したのでしょうか？ 因みに、東京外語専門学校では通信制はやっていないとの確認は取れております。

（少し古い話になりますが）
「100%町が悪い。だから100%弁償だ。」

タイトルの発言は、2018年平成30年10月議会で、私の質問に対する担当課長の答弁です。

（吉岡質問）「1770万円の損害賠償・土地の買取り250万円・土地の交換が要求された。安平町と土地所有者との過失割合はいくらか？」

担当課長答弁「10対0で町が10になると思う。
(安平町が100%悪いと言う意味)

（吉岡質問）「土地所有者は、「捨てる土は何でも良い。砂利が混じっていても良い」などと承諾書に書いている。その上、産廃混合の土砂を5,000坪から15,150坪全体にブルで広げた。業者にも瑕疵（かし）がある。なぜ、町に10割の過失責任があるか」

担当課長答弁「建設副産物が、混入したのが原因だから安平町に(全て)瑕疵（かし）がある」
※建設副産物とは？「砂利やコンクリートのこと」

（吉岡質問） 不公平だ。顧問弁護士と相談したか？
担当課長答弁 「していない」

答弁の評価 土地所有者は、承諾書の中で「将来の土地利用の目的はない」と述べていたが、あとになって「畑を作る」と言い出した。そして、町の「落ち度」を指摘しながら損害賠償を要求してきた。町の対応は「徹底した秘密主義」と言われてもやむを得ない状況だ。庁内会議にも、議会にも明らかにせず、結果だけ突然2月議会に「承認」を求めてきた。交渉は完全に相手のペース。未解決・不明な点が多い。

課題
この土地に、公共工事で、49件の公共工事の残土処理をした。町の工事が40件。北海道の工事が2件。国の工事が7件。施工業者名も、搬入土の量もわかっている。だから、この土地に、公共工事の残土を捨てた業者に、応分の負担の狭量区を依頼してはどうか、と提案したが、拒否された。これも、心残りの1つです。